

豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等に関する報告書
～豊島の高度排水処理施設及び専用栈橋の撤去、遮水機能の解除、処分地の整地等～
目次案

I 豊島処分地施設撤去関連工事の概要及び第Ⅱ期工事の撤去手順・工程の概略

1. 豊島処分地施設撤去関連の第Ⅱ期工事の概要
2. 第Ⅱ期工事に関する撤去手順・工程の概略

II 第Ⅱ期工事における基本方針等及びそれを受けた対応

III 豊島高度排水処理施設の解体・撤去等

1. 解体・撤去等の対象施設の範囲及び概要
2. 解体・撤去等の手続き
3. 解体・撤去等の工程
4. 洗浄の実施
 - (1) 実施体制
 - (2) 環境保全対策
 - (3) 健康・安全の確保対策
 - (4) 洗浄の作業内容
 - (5) 洗浄作業に伴う廃水管理
 - (6) 汚泥の処理
 - (7) 作業環境の測定結果
 - (8) 洗浄完了の測定結果
5. 解体・撤去等の実施
 - (1) 実施体制
 - (2) 環境保全対策
 - (3) 健康・安全の確保対策
 - (4) 解体・撤去等の作業内容
 - (5) 作業環境の測定結果
 - (6) 作業従事者の健康診断結果
 - (7) 施設撤去廃棄物等の分別及び処理委託
 - (8) 環境負荷項目の計測及び集計結果
6. 施設の解体・撤去等に係る環境計測の結果
 - (1) 解体・撤去等前の施設の境界における（騒音、振動）環境計測結果
 - (2) 解体・撤去期間中の施設の境界における（騒音、振動）環境計測結果
 - (3) 解体・撤去等後の施設の境界における（騒音、振動）環境計測結果

VI 遮水機能の解除関連等

1. 解除関連等の対象施設の範囲及び概要

2. 解除関連等の手続き
3. 解除関連等の工程
4. 解除関連等の実施
 - (1) 実施体制
 - (2) 環境保全対策
 - (3) 健康・安全の確保対策
 - (4) 遮水機能の解除関連等の作業内容
 - (5) 施設撤去廃棄物等の分別及び処理委託
 - (6) 環境負荷項目の計測及び集計結果
5. 委員による解除関連状況の確認

V 豊島専用棧橋の撤去

1. 撤去の対象施設の範囲及び概要
2. 撤去の手続き
3. 撤去の工程
4. 撤去の実施
 - (1) 実施体制
 - (2) 環境保全対策
 - (3) 健康・安全の確保対策
 - (4) 解体撤去の作業内容
 - (5) 施設撤去廃棄物等の分別及び処理委託
 - (6) 環境負荷項目の計測及び集計結果
5. 施設の撤去に係る環境計測の結果
6. 委員による撤去状況の確認

VI 処分地内整地関連（地下水の自然浄化対策の実施期間）等

1. 整地関連等の対象施設の範囲及び概要
2. 整地関連等の手続き
3. 整地関連等の工程
4. 整地関連等の実施
 - (1) 実施体制
 - (2) 環境保全対策
 - (3) 健康・安全の確保対策
 - (4) 整地関連等の作業内容
 - (5) 施設撤去廃棄物等の分別及び処理委託
 - (6) 環境負荷項目の計測及び集計結果

VII その他の第Ⅱ期工事の内容

1. 撤去等の対象施設の範囲及び概要
2. 撤去等の手続き及び工程

3. 撤去等の実施

3. 1 処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設

- (1) 処分地進入路の排水路
- (2) 承水路
- (3) 承水路下トレンチドレーン
- (4) 西井戸
- (5) 沈砂池 1
- (6) 沈砂池 2

3. 2 その他地下水の集水・貯留・送水施設

- (1) 揚水井
- (2) 集水井
- (3) 貯留トレンチ
- (4) 新貯留トレンチ

3. 3 処分地外周からの雨水の集水・排除施設

- (1) 外周排水路（上流側）
- (2) 外周排水路（下流側）

3. 4 地下水の観測施設（観測井）

3. 5 その他の施設

- (1) 積替え施設（上部）
- (2) 積替え施設（下部）
- (3) トラックスケール
- (4) ベルトコンベア
- (5) 処分地内道路部（高度排水周辺）
- (6) 処分地内道路部（積替え施設周辺）

VIII 第Ⅱ期撤去工事における廃棄物並びに環境負荷項目の集計結果

- 1. 主な廃棄物・有価物の集計結果
- 2. 主な環境負荷物質の集計結果

IX 今後の対応

（参考資料）

- 別紙 1 今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針
- 別紙 2 今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画
- 別紙 3 今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関するガイドライン集
- 別紙 4 今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関するマニュアル集
- 別紙 5 洗浄の作業写真
- 別紙 6 解体・撤去等の作業写真
- 別紙 7 遮水機能の解除工事における鋼矢板引抜きに関する実施報告書
- 別紙 8 県による環境計測の測定結果

別紙 9 環境負荷項目

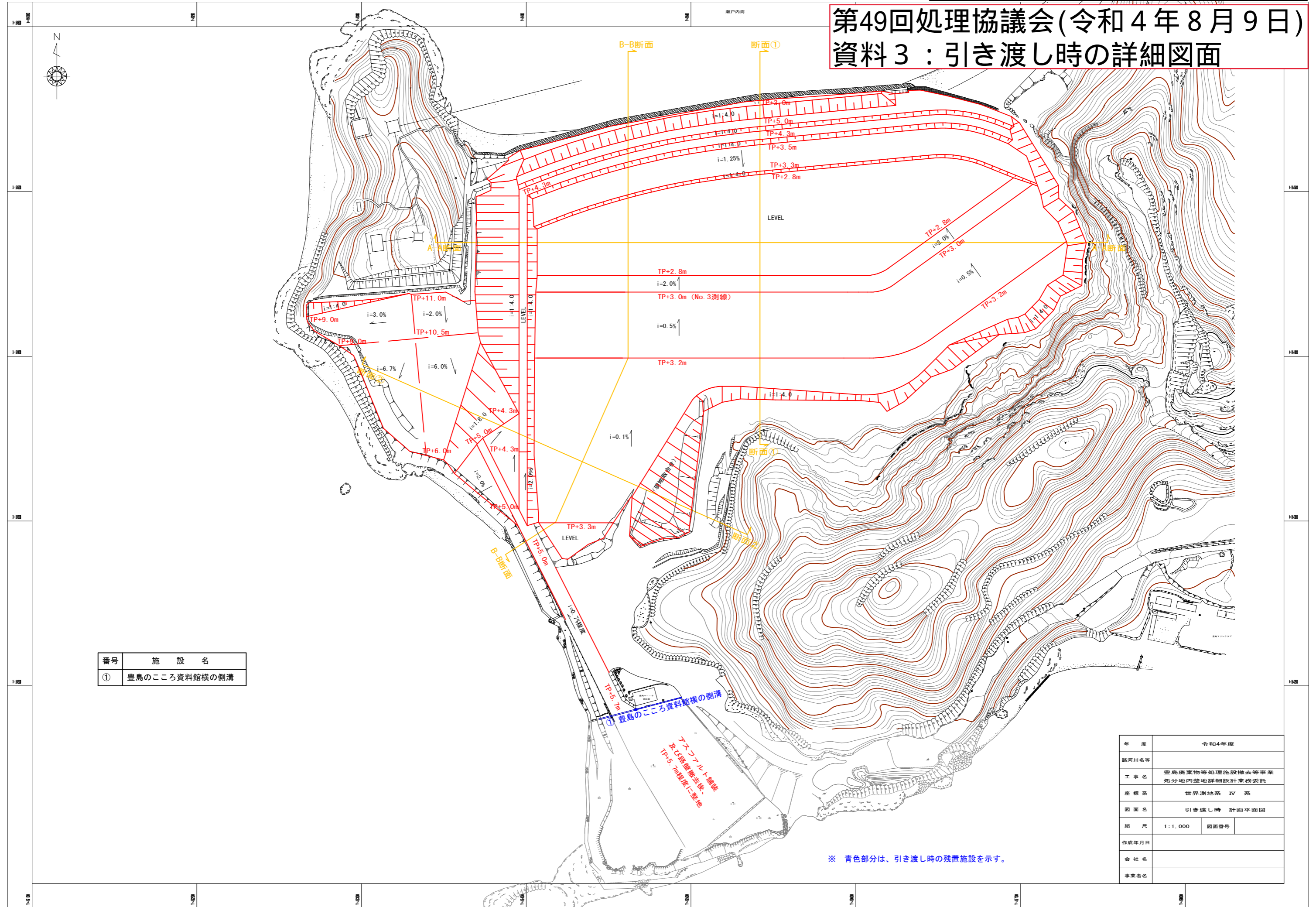
別紙 10 用語集

豊島処分地の引き渡し時の詳細図面に関する廃棄物対策豊島住民会議と県の合意 及び豊島事業関連施設の撤去等検討会の付帯意見への対応

処分地の引き渡し時の形状については、第49回豊島廃棄物処理協議会(R4.8.9)において、廃棄物対策豊島住民会議と香川県の間で協議を行い、「引き渡し時の詳細図面」(別紙1)をもって、双方合意した。

その際、令和4年8月5日付けで豊島事業関連施設の撤去等検討会から発出された「豊島処分地の引き渡し時の詳細図面に関する付帯意見」(別紙2)について、豊島住民会議と県で協議を行ったところ、双方の意見は議事録(抜粋)(別紙3)のとおりであり、豊島住民会議からは表層水の排除に関する施設(導水管等)については、処分地の引き渡し時には県が撤去するよう要請があった。

第49回処理協議会(令和4年8月9日)
資料3 : 引き渡し時の詳細図面



番号	施設名
①	豊島のこころ資料館横の側溝

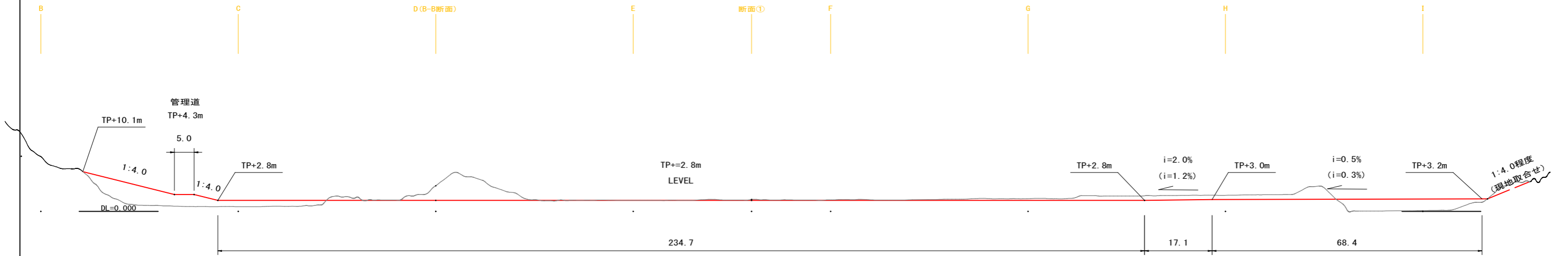
年度	令和4年度		
路河川名等			
工事名	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 処分地内整地詳細設計業務委託		
座標系	世界測地系 IV 系		
図面名	引き渡し時 計画平面図		
縮尺	1:1,000	図面番号	
作成年月日			
会社名			
事業者名			

図1 引き渡し時の整地計画図(平面図)

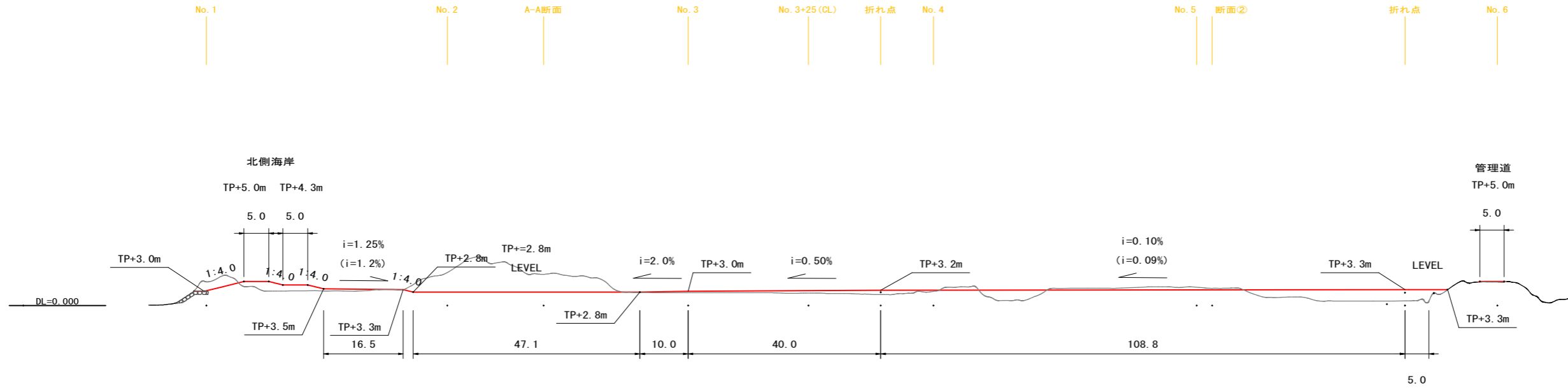
標準断面図 (1)

S=1: 500 (A1)
S=1: 1,000 (A3)

A-A断面



B-B断面



年度	令和4年度	
路河川名等		
工事名	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 処分地内整地詳細設計業務委託	
座標系	世界測地系 IV 系	
図面名	標準断面図 (1)	
縮尺	1: 500	図面番号
作成年月日		
会社名		
事業者名		

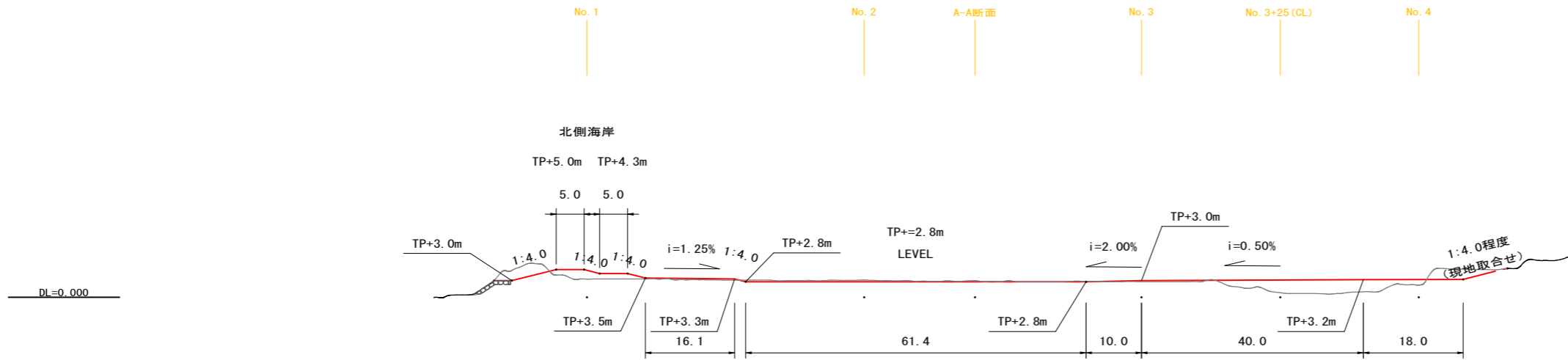
※()内の数字は合成勾配

図2 引き渡し時の整地計画図 (標準断面図 (1))

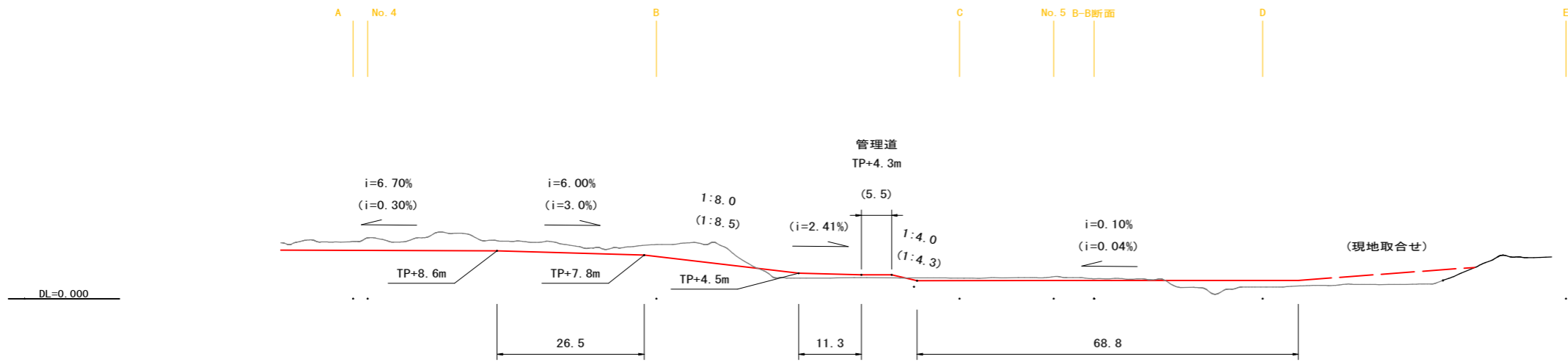
標準断面図 (2)

S=1: 500 (A1)
S=1: 1,000 (A3)

断面①



断面②



※()内の数字は合成勾配

年度	令和4年度		
路河川名等			
工事名	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 処分地内整地詳細設計業務委託		
座標系	世界測地系 IV 系		
図面名	標準断面図 (2)		
縮尺	1: 500	図面番号	
作成年月日			
会社名			
事業者名			

図2 引き渡し時の整地計画図 (標準断面図 (2))

令和 4 年 8 月 5 日

豊島処分地の引き渡し時の詳細図面に関する付帯意見

豊島事業関連施設の撤去等検討会

1. 本撤去検討会の資料Ⅱ / 5-1において、第 208 回事務連絡会(R4.7.19 開催)で住民会議の了承した引き渡し時の豊島処分地の形状・形態が示された。これでは、処分地の表層水の排除システムも撤去されることとなっている。
2. しかしながら、同検討会の資料Ⅱ / 5-1 別紙2の確率降雨量と処分地の冠水状況の整理では、2から3年確率の日降雨量でも処分地の約 61%が冠水し、その最深部は 0.5m 程度になる可能性があると推定されている。
3. 豊島処分地の引き渡し後には、NPO 法人による北海岸の自然海岸化の工事が予定されている。高月・永田による要請文書「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」(R4.3.11)を受けた豊島住民会議と県との協議では、第 48 回豊島廃棄物処理協議会(R4.3.27)において、「引渡し後に NPO 法人が実施する豊島処分地の土地改変に対して、香川県は支障のない状態で引き渡す」ことに合意している。
4. 上述した冠水状態は、自然海岸化工事に支障をもたらすものと判断される。
5. 豊島処分地での地下水の環境基準の到達・達成までの期間は、県が処分地を管理することになるが、この間では西海岸への導水管を活用した表層水の排除システムを構築し、活用することとなっている。この期間には、処分地の降雨や冠水の状況、さらには地下浸透等による減水状況の観測も可能である。

以上の状況から豊島処分地の引き渡し時の形状・形態に関して、以下の対応を実施すべきと考える。

【豊島処分地の引き渡しの時期が確定し、その形状・形態を実現するための工事実施計画が立案される段階で、住民会議はそれまでの処分地の雨量と冠水状況の関係や減水状況等のデータを検討し、必要と認める場合には表層水の排除に関する施設の残置・改修等について、県と協議のうえで実施する方向で対処するものとする。】

令和 4 年 8 月 9 日 第 49 回豊島廃棄物処理協議会議事録【抜粋】

「豊島処分地の引き渡し時の詳細図面に関する付帯意見」について

○議長

- ・それから、最後になるが、この詳細図面を了解した中で、なおかつ先ほど少し濱中協議会員のほうからもご発言があったが、豊島事業の撤去検討会のほうから、雨水の排除に関してもう少し考慮したほうがいいのではないかというような付帯意見が来ているので、これを少し県の方、今日お集まりの方々に資料を配布していただけるか。

(中略)

○議長

- ・この付帯意見では、先ほどから少し話があったが、この処分地のほうにもものすごい降雨があったときに、水がたまって冠水した状態になるのはあまりよろしくないのではないかということで、できたら、最後のところになるが、排水がスムーズにできるように先ほどの導水管を残しておくのはいかがかなというのが付帯意見の内容になっている。
- ・県のほうは、おそらくその導水管は引き渡し時には撤去して渡したいというのでおられると思うし、住民側のほうも、もう最初の打ち合わせで、導水管等もう撤去するというので話が進んでいると思うので、今さらながらだが、この付帯意見について、県あるいは住民側から何かご意見があったら、お願いしたいと思う。

○県側

- ・まず、県のほうからよろしいか。
- ・先ほど協議をさせていただいたとおり、引き渡し時の詳細図面というのは、7月19日の事務連絡会において、既に豊島住民会議の了解をいただいているし、それを基に本日の協議会で先ほど正式に合意したと考えている。
- ・なお、西海岸の導水管については、県が管理している間に豊島住民会議が処分地の雨量とか降水状況等を検討されて、県に対してその残置の要望をお申し出いただいた場合は、土地の引き渡し前に協議をして残置することも可能ではあるとは考えている。

○議長

- ・ということは、まだ積極的にそれを残置するということは考えておられないという感じか。要望があれば残置することも検討したいということで了解していいのか。

○県側

- ・その残置の要望の申し出をいただいた場合は、残置することも可能ではあるとは考えている。

○議長

- ・一方、住民側はいかがか。こういう検討会からの付帯意見が出てきているが。

○住民側

- ・この間の撤去検討会の冒頭でも申し上げたが、地下水の浄化、環境基準になって、それが安定した段階になって引き渡しを受けることになっているが、そのときには、全てのこのために造った施設は撤去してもらう。その考えに変わりはない。

○議長

- ・分かった。
- ・この撤去検討会からの付帯意見については、現在のところは、この協議会では県側も住民側も先ほどの図面どおりで、導水管を残すということには、今のところは賛同できないという状況で結論を出させていただいてよろしいか。

○住民側

- ・はい、それで結構だが、少し補足的に説明をしておくと、撤去検討会のほうで、大雨等で冠水するじゃないかと。その状態が、将来的にNPO法人が実施する北海岸の自然海岸化の工事に支障をもたらすのではないかという懸念から、雨水を排除するような施設は残しておいたらどうかという付帯意見を述べられているのだが、住民会議としては、別に現場が冠水しても、ましてや今まで経験していないような大雨が降って1週間や2週間、現場が冠水しても、別に工事が遅ればしいだけの話で、長い目で見て自然海岸化をしようという方針には変わりはないので。
- ・逆に、施設を残置した状態で引き渡してもらうと、将来的にまたそれをどう維持管理していくのかとか、あるいは撤去をする工事を住民側がしなければいけないので、それだったら、もう引き渡し時にきちんと設備はなくしてもらおうというふう
に考えているということであるので、そういうふうに理解していただきたいとい
うことを少し追加で説明させていただく。

○住民側

- ・先ほども申し上げたが、やはり水がたまったら自然海岸化の工事に支障が出ると思う。それをいきなり、土堰堤を壊して北海岸へ排水するといっても、それはなかなか海岸法の絡みとか、漁業組合の絡みで、排水はなかなか難しいと思うので、自然海岸化の工事が完了するまで、安全弁として西側の排水路は、私は残しておいたほうが良いと思うのだが。
- ・これは、また住民会議での話になると思うので、先ほど高月会長がおっしゃったように現時点ではということで、条件付きでしていただければ、私は非常にいいかなと思う。

○議長

- ・分かった。
- ・あくまでも協議会であるので、皆さん方の意見を尊重してまとめたいと思うが、今申し上げたとおり、現時点では両者、この導水管を残置することに積極的に賛同しているわけではないということで、今日は一応整理させていただきたいと思うので、よろしく願います。